

自動販売機設置に係る行政財産貸付仕様書

1 貸付物件

- (1) 施設名称 黒石市役所のまちセンター
- (2) 所在地 黒石市大字市ノ町2番地1
- (3) 貸付場所 2階自動販売機コーナー① ※別紙図面のとおり
- (4) 貸付面積 2.00㎡
※転倒防止器具、放熱余地、使用済み容器回収ボックス設置部分その他自動販売機の設置に必要な面積を含む。
- (5) 台数 1台
- (6) 販売品目 清涼飲料水
- (7) 容器 缶、びん、ペットボトルのいずれか又はその複数種

2 貸付期間

令和6年10月15日から令和11年3月31日まで

3 貸付物件の条件等

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- (2) 閉館日 12月29日から翌年1月3日まで

4 自動販売機の規格等

(1) 規格

ア 貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地、使用済み容器回収ボックスその他自動販売機の設置に必要な面積のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

イ 設置上支障のない範囲で薄型の設置に努めること。

ウ 設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種 of 設置に努めること。

エ 自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(2) 光熱水費及びその他必要経費

電気料金等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とする。なお、設置事業者は、電気料金を算定するための子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、市が算定した電気料金について、市が指定する期日までに納入すること。また、市が、設置事業者に対し計測した電気使用量について資料の提出を求めた場合は、資料を提出すること。

5 遵守事項

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ウ 転倒防止板の設置については、歩行や車いすの通行の障害にならないように配慮すること。
- エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

- ア 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質1種類につき1つを、自動販売機脇に設置すること。
- イ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとし、使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。
- ウ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- エ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。
- オ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 維持管理責任

- ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(4) その他

- ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- イ 酒類、たばこの販売を行わないこと。
- ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。
- エ 販売品の具体的な構成及び変更については、事前に黒石市担当者と協議すること。
- オ 関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。
- カ 設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とする。
- キ 設置事業者は、災害発生時において市の要請があった場合は飲料提供に協力できるような自動販売機の仕様とし、緊急時においても迅速な対応ができる体制を整えておくこと